

郡市医師会長 様

一般社団法人静岡県医師会
会長 紀平 幸一

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の取扱い等について

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者のうち社会機能維持者の待機期間の取扱いについては、[令和 4 年 1 月 21 日付け静医発第 2017 号](#)にてご通知申し上げたところですが、今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡が令和 4 年 1 月 28 日付けで一部改正され、濃厚接触者の待機期間がさらに短縮されたことから、別添のとおり、静岡県感染症対策担当部長より通知がありましたのでお知らせいたします。

本通知では、濃厚接触者の待機期間が原則 10 日間から原則 7 日間に短縮（8 日目に解除）されたこと、社会機能維持者は 5 日目に解除可に短縮されたこと、事業所内の濃厚接触者の特定は事業者自らが行うこと（医療機関や社会福祉施設等以外）、療養期間終了後に職場復帰する場合の検査や陰性証明の発行は不要であること、無症状病原体保有者については、療養解除後であっても 10 日間を経過するまでは本人による検温など健康状態の確認が必要であること等が示されております。詳細は別添通知をご確認ください。

なお、本改正による濃厚接触者の待機期間の見直しや無症状病原体保有者の療養基準の見直しについては、令和 4 年 1 月 28 日より適用となり、同日時点で濃厚接触者である者や療養中である無症状病原体保有者にも適用されます。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員へのご周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関及び自宅療養協力医療機関には、静岡県より直接周知されておりますことを申し添えます。



感新企第 198 号-3

令和 4 年 2 月 1 日

一般社団法人静岡県医師会会長 様
公益社団法人静岡県病院協会会長 様

静岡県感染症対策担当部長

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の取扱い等について

日頃、本県の感染症対策の推進について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者のうち社会機能維持者の待機期間の取扱いについて、令和 4 年 1 月 20 日付け感新企第 166 号-3 静岡県感染症対策担当部長通知にて、本県としての対応をお知らせしたところです。

今般、令和 4 年 1 月 28 日付けで国通知が一部改正され、濃厚接触者の待機期間がさらに短縮される旨等が示されましたのでお知らせします。

貴会会員への周知をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関及び自宅療養協力医療機関には直接周知した旨申し添えます。

記

1 濃厚接触者の待機期間の取扱い等

- ・濃厚接触者の待機期間が原則 10 日間から**原則 7 日間に短縮（8 日目に解除）**されました。なお、8 日目以降に発症する可能性もあるため、**10 日間を経過するまでは検温など本人による健康状態の確認**を行っていただくようお願いします。
- ・**社会機能維持者は、6 日目（7 日目）に解除可から 5 日目に解除可に短縮**されました。

※社会機能維持者の範囲や待機解除の要件などは前回通知と同じです。

【関係資料】

- ・別添 1 「社会機能の維持に必要な場合の濃厚接触者の待機期間の取扱概要」
- ・別添 2 「社会機能を維持するために必要な事業」
- ・別添 3 「濃厚接触者となった社会機能維持者の待機期間短縮に関するよくある質問」
- ・チラシ「濃厚接触者の待機期間は原則 7 日間」

【ホームページ】 <https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/noukousesshokusha.html>

【職種別の待機期間】

	感染者と最後に接触した日からの日数（最終接触日は0日）		
	0～4日	5～7日	8日～
医療従事者	待機解除（条件付） 毎日の検査で陰性確認（※1）	待機解除（条件付） 4,5日目の抗原定性検査で陰性確認（※2）	待機解除
社会機能維持者	待機		
その他		待機	

※1 医療従事者は添付した通知とは別通知により毎日の検査のもと医療に従事可

※2 医療機関が自院でPCR検査・抗原定量検査を実施する場合は、5日目の陰性確認でも可

2 実態調査への協力

社会機能維持者の待機期間の短縮を行った場合、当該事業者は、以下のとおり実態調査に御協力をお願いします。

目的	新型コロナウイルス感染症の感染状況による社会機能の維持に必要な事業への影響等を把握し、緊急事態宣言の適用など新型コロナウイルス感染症対策の検討の資料とします。
調査手法	インターネットアンケート 以下のURLにアクセスして回答してください。 https://forms.gle/KZVgyNbLcTY7i8uA9
主な調査項目	事業所名、所在市町、業種、待機期間を短縮した人数
調査頻度等	<u>月曜日～日曜日の人数を翌水曜日までに回答</u> ※待機期間を短縮した人がいる週ごとに回答してください。 ただし、回答を忘れた週がある場合、遡っての回答不要です。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・回答は任意です。実際に短縮した場合に回答をお願いします。 ・実施状況を取りまとめて公表する場合がありますが、個々の企業が特定されることはありません。

3 事業所内の濃厚接触者の特定について

現在の感染状況を踏まえ、保健所での濃厚接触者の特定などの調査は、家族以外は、重症化リスクの高い高齢者施設などに重点化して実施しています。

このため、医療機関や社会福祉施設等以外の事業者等については、感染者が確認された場合には、濃厚接触者の特定を事業者自らが行うこととし、関係団体等を通じて周知しました。

なお、濃厚接触者の特定の流れ等の詳細は関係資料又は静岡県ホームページを御確認ください。

【関係資料】

- ・別添4「事業所内の濃厚接触者の特定について」
- ・チラシ「従業員等に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された時は」
- ・チラシ「もしあなたが濃厚接触者になったら」

【ホームページ】 https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/jigyousho_noukousesshokusha.html

4 陰性証明について

感染者が定められた療養期間終了後に職場復帰する場合や濃厚接触者が定められた待機期間終了後に職場復帰する場合に、陰性証明を必要とする事業者が一部みられます。

医療機関等の負担にもなっているため、職場復帰する際に、医療機関に検査や陰性証明の発行を求めることは控えるよう関係団体等を通じて周知しました。

5 無症状病原体保有者の療養解除基準

無症状病原体保有者の療養解除基準が、原則10日間から**原則7日間に短縮（8日目に解除）**になります。なお、8日目以降に発症する可能性もあるため、**10日間**を経過するまでは本人による検温など健康状態の確認が必要です。

6 参考資料

- ・別紙「感染急拡大が確認された場合の感染症患者等の取扱い」

担当：新型コロナ対策企画課

電話：054-221-2459

令和4年1月28日

感染急拡大が確認された場合の感染症患者等の取扱い

静岡県では、令和4年1月5日以降、感染が急拡大しており、また、L452R 変異株 PCR 検査の陰性率も 70%を大きく上回っているため、以下のとおり取り扱うこととする。

1 感染症患者等（検査陽性者）

- ・新型コロナウイルス感染症の検査陽性者（無症状の場合を含む）は、**原則としてオミクロン株の患者**であるものとして取り扱う。
- ・検査陽性者は他の検査陽性者と同室としても差し支えない。
- ・陰圧管理は、他の新型コロナウイルス感染症患者と同様、必ずしも行う必要なし
- ・**退院基準・療養解除基準は、ワクチン接種の有無にかかわらず、原則、従来のデルタ株等と同様に取り扱う。**（無症状病原体保有者は 10 日間から 7 日間に短縮）

有症状者	<p>【人工呼吸器等による治療を行わなかった場合】</p> <p>発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合 等</p> <p>【人工呼吸器等による治療を行った場合】</p> <p>発症日から 15 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合 等</p>
無症状者	発症日から 7 日間経過した場合 等

※無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合の発症日は、陽性確定に係る検体採取日

2 濃厚接触者

- ・検査陽性者の濃厚接触者は、原則として、オミクロン株の患者の濃厚接触者として取り扱う。
- ・オミクロン株の濃厚接触者として取り扱われる者の待機期間は、**原則として最終接触日（陽性者との接触等）から 7 日間**
- ・社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（社会機能維持者）は、やむを得ない場合、一定の要件のもと 7 日を待たずに待機解除
 （要件）事業継続に必要な、無症状、検査で陰性確認、感染防止対策の徹底、業務以外の不要不急の外出の控え、通勤時の公共交通機関を避ける
- ・**社会機能の維持に必要な事業に該当しているか、実際に待機期間を短縮するかは、各事業者自身が判断**
- ・医療従事者は、毎日の検査で陰性確認等の要件のもと医療に従事可

	感染者と最後に接触した日からの日数（最終接触日は 0 日）		
	0～4 日	5～7 日	8 日～
医療従事者	待機解除（条件付） 毎日の検査で陰性確認	待機解除（条件付） 4,5 日目の抗原定性検査で陰性確認(※)	待機解除
社会機能維持者	待機		
その他		待機	

※ 医療機関が自院で PCR 検査・抗原定量検査を実施する場合は、5 日目の陰性確認でも可

社会機能の維持必要な場合の濃厚接触者の待機期間の取扱概要

新型コロナ感染者と濃厚接触があった者は、感染している可能性があるため、不要不急の外出を避け、一定期間の自宅待機をお願いしています。

1 濃厚接触者とは

感染者の感染可能期間（発症日（無症状者の場合は検査実施日）の2日前から最終接触日まで）に以下の①～④の例に該当するような者です。

（保健所が感染者から聞き取り調査等を行った上で特定）

- ①感染者と生活空間（食事や洗面浴室等の場）を共有している者（同居家族や寮の同室者等）
- ②1m以内（互いに手を伸ばした際に触れる距離）で、互いにマスクなしで会話をした者
- ③1～2mの距離（互いに手を伸ばした際に触れない距離）で、マスク着用等なしで、感染者と15分以上の接触（会話や飲食等）があった者
- ④感染者からの距離に関係なく、換気等が不十分な空間に一緒にいた者

2 濃厚接触者の待機期間（最終接触日からの日数。最終接触日は0日目とカウント）

オミクロン株				
1/13 以前	1/14～1/27		1/28 以降（※）	
	原則	社会機能維持者の特例	原則	社会機能維持者の特例
14 日間	10 日間	6 日目（又は7日目）	7 日間（8 日目解除）	5 日目

※10 日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認等を実施

3 社会機能維持者の待機期間の特例

社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（社会機能維持者）については、やむを得ない場合に、一定の要件のもと **7 日間** を待たずに自宅待機を解除できます。

社会機能の維持に必要な事業に該当するか、実際に待機期間を短縮するかは事業者が判断

(1) 待機解除の要件等

- ①濃厚接触者となった社会機能維持者の業務従事が事業者の事業継続に必要な
- ②無症状であること
- ③PCR検査等で陰性が確認されていること
※事業者が検査結果を必ず確認すること。検査費用は事業者が負担。
- ④事業者において感染対策を徹底すること
- ⑤当該社会機能維持者は10日目までは、業務従事以外の不要不急の外出を控え、通勤時は公共交通機関の利用をできる限り避ける。

(2) 検査ごとの取扱い等

種類	特徴	判定時間	待機期間の取扱い	費用の目安 (1回あたり)
核酸検出検査 (PCR 検査)	遺伝子配列を検査 唾液で検査可	数日（検体郵送時） 検査時間は数時間	5 日目に検査し、 陰性確認後から解除	3,000～ 30,000 円程度
抗原定量検査	たんぱく質を検査 唾液で検査可	30 分+搬送時間		自費検査は ほぼ実施なし
抗原定性検査	たんぱく質を検査 唾液で検査不可	40 分程度 その場で判明	4,5 日目に2回検査し、陰 性確認後から解除	1,500 円程度

社会機能を維持するために必要な事業（政府の基本的対処方針から抜粋）

別添2

区分	対象事業者	例示	
医療体制の維持	全ての医療関係者	病院・薬局等、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業	
支援が必要な方々の保護の継続	高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者	介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業	
国民の安定的な生活の確保	自宅等で過ごす方々が必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者	インフラ運営関係	電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等
		飲食料品供給関係	農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等
		生活必需物資供給関係	家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等
		宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係	百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等
		家庭用品のメンテナンス関係	配管工・電気技師等
		生活必需サービス	ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等
		ごみ処理関係	廃棄物収集・運搬、処分等
		冠婚葬祭業関係	火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等
		メディア	テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等
		個人向けサービス	ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等
社会の安定の維持	社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続	金融サービス	銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等
		物流・運送サービス	鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便、倉庫等
		国防に必要な製造業・サービス業の維持	航空機、潜水艦等
		企業活動・治安の維持に必要なサービス	ビルメンテナンス、セキュリティ関係等
		安全安心に必要な社会基盤	河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等
		行政サービス等	警察、消防、その他行政サービス
		育児サービス	保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等
		その他	医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているもの
			学校等

濃厚接触者となった社会機能維持者の待機期間短縮に関するよくある質問

Q1 社会機能維持者は、待機期間を短縮しなければいけないのでしょうか？

A1 濃厚接触者の待機期間は、現在は原則7日間で、地域の社会機能の維持に必要なやむを得ない場合に、各事業者が必要な検査を行った場合に、待機期間の短縮が可能です。

感染者との最終接触日から5日目以降に発症する人は約17%いると言われておりますので、地域の社会機能の維持に必要な場合や濃厚接触者が7日間待機しても事業継続が可能な場合は、原則どおり7日間の自宅待機をお願いします。

また、10日間経過までは検温などの本人による健康状態の確認をお願いします。

Q2 社会機能の維持に必要な事業に該当しているかなどは、誰が判断するのですか？

A2 社会機能の維持に必要な事業に該当しているか、実際に待機期間を短縮するかは、「社会機能を維持するために必要な事業（政府の基本的対処方針から抜粋）」を参考に各事業者において判断してください。（保健所への確認・連絡は不要です。）

Q3 待機期間短縮のための検査の費用の補助はあるのですか？

A3 検査費用は事業者自身が負担してください。今回の検査は、現在薬局などで実施している、感染に不安のある人に対する無料検査の対象外です。

Q4 検査はどのように受けたらいいのですか？

A4 市販されている抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）を使って、事業者自身が検査を行うか、自費検査を実施している機関で検査を受けてください。

抗原定性検査キットは医薬品卸売販売業者や薬局から購入可能です。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/noukousesshokusha.html>

なお、PCR検査は結果までに日数がかかる場合がありますので注意してください。

また、医療機関以外の検査で陽性が確認された場合は、速やかに医療機関を受診させてください。

Q5 待機期間を短縮して、業務に復帰させる場合にどういった点に注意したらいいですか？

A5 以下のような感染防止対策を徹底するほか、復帰する濃厚接触者には、通勤時の公共交通機関や業務従事以外の不要不急の外出はできる限り避けさせてください。

- ①不織布マスクを正しく着用する。（顔に隙間なく密着させ、鼻・口を覆う）
- ②飲食以外ではマスクを外さない。また外している間はしゃべらない。
- ③復帰した濃厚接触者は飲食する場合、他の職員と同じ時間・場所を避ける。
- ④手洗いの徹底（石けんで2度洗い）や手指の消毒、共用部分（ドアノブ、事務機器等）の消毒、勤務場所の定期的な換気等を実施
- ⑤職場全員の体調管理を徹底し、体調不良者は出勤せず速やかに医療機関受診

事業所内の濃厚接触者の特定について

新型コロナ感染者と濃厚接触があった者は、感染している可能性があるため、不要不急の外出を避け、一定期間の自宅待機をお願いしています。

現在の感染状況（いつどこで感染していてもおかしくない状況）を踏まえ、**保健所での濃厚接触者の特定などの調査は、家族以外は、重症化リスクが高い高齢者施設などに重点化して実施**しています。

このため、事業所内で感染者が発生した場合の**濃厚接触者の特定は、以下のとおり、各事業所で、必要に応じて実施**いただきますようお願いいたします。

1 濃厚接触者の特定の流れ等

- ①従業員などから、「新型コロナウイルス感染症と診断された」との連絡を受けた場合、従業員本人などから発症日や職場での行動歴等を聞き取りしてください。
(発症日(無症状の場合は検体採取日)の2日前から出勤していない場合は聞き取り不要)
- ②本人からの聞き取りの結果、事業所内に濃厚接触者がいることが判明した場合、**事業所が濃厚接触者リスト(別紙1)を作成**してください。
- ③作成したリストを保健所に提出してください。
提出をもって保健所で濃厚接触者として承認としますので、保健所への連絡・確認は不要です。
- ④濃厚接触者と特定した人には、事業所から連絡してください。

2 濃厚接触者の条件

感染者の感染可能期間(発症日(無症状者の場合は検査実施日)の2日前から最終接触日まで)に、ア～オのいずれかの条件に当てはまる者を濃厚接触者としてください。判断に迷う場合は、産業医等に御相談ください。

ア	感染者と生活空間(食事や洗面浴室等の場)を共有している者(寮の同室者など)
イ	1m以内の距離(互いに手を伸ばした際に触れる距離)で互いにマスク(※1)なしで会話をした者
ウ	1m超から2m未満(互いに手を伸ばした際に触れない距離)は保っていたが、必要な感染予防策なし(※2)で、感染者と15分以上の接触(会話や飲食等)があった者
エ	感染者からの距離に関係なく、換気等が不十分な空間と一緒にいた者
オ	その他、感染予防対策が不十分な環境で感染者と接触した者

※1 県では不織布マスクの着用を推奨。なお、フェイスシールドやマウスシールドのみはマスク着用とはみなしません。

※2 必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、マスクによって鼻や口が隙間なく覆われていたかを判断

3 濃厚接触者への連絡

濃厚接触者と特定した人に対して、事業所から以下の点などを連絡してください。

「もしもあなたが濃厚接触者になったら」のチラシを活用してください。

- ・感染者との**最終接触日から原則7日間自宅待機**（起算日は最終接触日の翌日）
 - ※1 社会機能の維持に必要な事業で、事業者が必要と認める場合は4,5日目の陰性確認後から解除可能
 - ※2 食料品など生活必需品の買い出しなどは外出可（ただしマスク着用などの感染防止対策を徹底）
- ・濃厚接触者に対する検査は、事業所の従業員に対しては原則実施していません。
 - ※検査で1回陰性となっても、発症後に再検査を行うと陽性となる場合もあるなどのため、保健所が必要と判断した場合のみ実施しています。
- ・自宅待機期間中に具合が悪くなったら、医療機関を受診してください。
受診前に事前に電話し、濃厚接触者であることと、現在の症状を伝えてください。
- ・仮に感染していた場合でも、家族への感染を防げるよう、①なるべく個室で②食事は別で③洗面・風呂は最後、などの対策をとってください。

4 保健所へのリストの提出等

(1) 濃厚接触者リストの様式について

濃厚接触者リスト（別紙1）等は以下の静岡県ホームページに掲載していますので、ダウンロードして使用ください。

https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/jigyousho_noukousesshokusha.html

(2) 提出方法

ダウンロードしたファイルに必要事項を入力し、パスワードをかけて、以下の提出先に送付してください。

(3) 提出先

原則、感染者の居住地を管轄する保健所に提出してください。

居住地の異なる感染者が複数いる場合、それぞれの保健所に提出してください。

保健所名	担当課	管轄地域	電話	メール
賀茂	地域医療課	下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆	0558-24-2052	kfkamo-iryuu@pref.shizuoka.lg.jp
熱海	医療健康課	熱海市・伊東市	0557-82-9125	kfatami-iken@pref.shizuoka.lg.jp
東部	地域医療課	沼津市・三島市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市・函南町・清水町・長泉町	055-920-2082	kftoubu-iryuu@pref.shizuoka.lg.jp
御殿場	医療健康課	御殿場市・小山町	0550-82-1224	kfgotenba-iken@pref.shizuoka.lg.jp
富士	医療健康課	富士市・富士宮市	0545-65-2156	kffuji-iken@pref.shizuoka.lg.jp
中部	地域医療課	島田市・焼津市・藤枝市・牧之原市・吉田町・川根本町	054-644-9273	kfchuubu-iryuu@pref.shizuoka.lg.jp
西部	地域医療課	磐田市・掛川市・袋井市・湖西市・御前崎市・菊川市・森町	0538-37-2253	kfseibu-iryuu@pref.shizuoka.lg.jp
静岡市	保健予防課	静岡市	054-249-3172	hokenyobou@city.shizuoka.lg.jp
浜松市	生活衛生課	浜松市	053-453-6118	yobo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

【別紙1】濃厚接触者リスト

【基本情報】

事業者名(会社名)	事業所名	作成担当者	作成日	所管保健所
			令和 年 月 日	

【陽性者情報】

氏名	性別	居住市区町	生年月日	発症日	検査日	陽性判明日	最終出勤日	症状	感染経路
	男・女			/	/	/	/	有・無 ()	家庭内・事業所内・経路不明 その他()
感染可能期間		特記事項		※無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日を発症日とします。					
/ ~ /									

【濃厚接触者リスト】

No.	氏名	性別	接触機会	条件	症状	特記事項・接触概要	最終接触日	待機終了日	本人説明日
1		男・女	事業所内・寮 その他()		有・無		/	/	/
2		男・女	事業所内・寮 その他()		有・無		/	/	/
3		男・女	事業所内・寮 その他()		有・無		/	/	/
4		男・女	事業所内・寮 その他()		有・無		/	/	/
5		男・女	事業所内・寮 その他()		有・無		/	/	/
6		男・女	事業所内・寮 その他()		有・無		/	/	/
7		男・女	事業所内・寮 その他()		有・無		/	/	/

【濃厚接触者の条件】(新型コロナ対策企画課より)

- ア 感染者と生活空間(食事や洗面浴室等の場)を共有している者(寮等において感染者と同室の者)
- イ 1メートル以内の距離(互いに手を伸ばした際に触れる距離)で互いにマスクなしで会話した者
- ウ 1メートル超から2メートル未満(互いに手を伸ばした際に触れない距離)は保っていたが、必要な感染予防策なし(※)で感染者と15分以上の接触(会話や飲食等)があった者
- エ 感染者からの距離に関係なく、換気等が不十分な空間に一緒にいた者
- オ その他、感染予防対策が不十分な環境で感染者と接触した者

※必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、マスクによって鼻や口が隙間なく覆われていたかを判断します。

<濃厚接触者等の期間の考え方>

事業所内の濃厚接触者等の候補の範囲は、

- ①感染者の感染可能期間(発症2日前(無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前)から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間)のうち
- ②当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において
条件に該当する者とします。

【例1】	感染可能期間											
感染者に発熱等の症状がある場合	2日前	1日前	発熱(発症日)	検査日	陽性判明日	自宅療養等開始	療養解除				
	この期間内で濃厚接触者等を特定します											
濃厚接触者	0日 ※この期間内で最後に接触した日を最終接触日とします					最終接触の翌日1日	5日(※)	6日	7日	出勤可能
	健康観察(自宅待機等)期間											

【例2】	感染可能期間											
感染者に発熱等の症状がない場合	2日前	1日前	検体採取&検査日(発症日)	陽性判明日	自宅療養等開始	療養解除					
	この期間内で濃厚接触者等を特定します											
濃厚接触者	0日 ※この期間内で最後に接触した日を最終接触日とします					最終接触の翌日1日	5日(※)	6日	7日	出勤可能
	健康観察(自宅待機等)期間											

※社会機能者で事業者が事業の継続に必要と認める場合、4,5日の検査で陰性確認など一定の要件のもと5日目の陰性確認後から待機解除になります。

濃厚接触者の待機期間は原則7日間

新型コロナウイルス感染症の『濃厚接触者』と保健所から特定された者については、1月28日に発出された国通知に基づき、待機期間が**原則7日間**[起算日は陽性者との最終接触日の翌日]となりました。
※待機期間は、今後新たな変異株の出現等により、変わることがあります。



濃厚接触者に特定された方は、陽性者と最後に接触した翌日から**原則7日間、自宅待機**をお願いします。また、**10日間経過するまでは、検温など御自身による健康状態の確認**をお願いします。

☆**社会機能を維持するために必要な事業を実施する事業者様へ**従事する者が濃厚接触者になった場合、「**事業継続のために待機期間を短縮する必要がある**」と**事業者が判断した者に限り**、**下記の条件を満たせば、待機期間を短縮することが可能です。**



「社会機能を維持するために必要な事業」に当たるかどうかは、**事業者自身が判断**してください。
なお、**薬局等で行っている無料検査を受けさせることはできません。**

《条件》

- 濃厚接触者の業務従事が、社会機能を維持するために必要な事業の継続に必要であること。
- 陽性者との最終接触日から期間を通じて**無症状**であること。
- 検査で陰性**が確認されていること。
(抗原定性検査の場合、4日目・5日目連続で検査し陰性確認後、5日目から待機解除可能)
- 事業者において**感染防止対策を徹底**すること。
- 10日目までは業務従事以外の不要不急の外出を控え、公共交通機関の利用をできる限り避けること。

社会機能を維持するために必要な事業に従事する者であっても、事業継続に支障がない場合は、7日間の自宅待機をお願いします。

待機期間を短縮するかしないかに関わらず、10日目までは、検温など本人による健康状態の確認を求めています。

検査キットの購入先、「社会機能を維持するために必要な事業」の参考例、待機期間短縮の条件等についての詳細は、静岡県のホームページを御確認ください。**保健所へのお問い合わせはご遠慮ください。**

静岡県 濃厚接触者 待機期間短縮



社会機能の維持に必要な事業への影響等を把握し、今後の対策の検討資料とするため、濃厚接触者の待機期間を短縮した事業者様向けの**インターネットアンケート**に御協力をお願いします。
(スマートフォンから回答できます。回答は任意です。)



濃厚接触者となった社会機能維持者の待機期間短縮に関するよくある質問

Q 1 社会機能維持者は、待機期間を短縮しなければいけないのでしょうか？

A 1 濃厚接触者の**待機期間は、現在は原則 7 日間(10日目までは御自身による健康状態の確認が必要)**で、**地域の社会機能の維持に必要なやむを得ない場合に、各事業者が必要な検査を行った場合に、待機期間の短縮が可能**です。
感染者との最終接触日から 5 日目以降に発症する人も約17%いると言われておりますので、**地域の社会機能の維持に必要な場合や濃厚接触者が 7 日間待機しても事業継続が可能な場合は、原則どおり 7 日間の自宅待機(10日目までは検温など御自身による健康状態の確認)**をお願いします。

Q 2 社会機能の維持に必要な事業に該当しているかなどは、誰が判断するのですか？

A 2 社会機能の維持に必要な事業に該当しているか、実際に待機期間を短縮するかは、静岡県ホームページ掲載の「社会機能を維持するために必要な事業（政府の基本的対処方針から抜粋）」を参考に**各事業者において判断**してください。（**保健所への確認・連絡は不要**です。）

Q 3 待機期間短縮のための検査の費用の補助はあるのですか？

A 3 **検査費用は事業者自身が負担**してください。今回の検査は、現在薬局などで実施している、感染に不安のある人に対する**無料検査の対象外**です。

Q 4 検査はどのように受けたらいいのですか？

A 4 **市販されている抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）を使って、事業者自身が検査**を行うか、自費検査を実施している機関で検査を受けてください。抗原定性検査キットは医薬品卸売販売業者や薬局から購入可能です。なお、検査キット購入には事前に研修（厚生労働省HPのWEB研修）の受講が必要です。販売業者一覧：<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/documents/gyousha.pdf>
また、PCR検査は結果までに日数がかかる場合がありますので注意してください。また、**医療機関以外の検査で陽性が確認された場合は、速やかに医療機関を受診**させてください。

Q 5 待機期間を短縮して、業務に復帰させる場合にこういった点に注意したらいいですか？

A 5 以下のような**感染防止対策を徹底**するほか、復帰する濃厚接触者には**10日目まで検温など自身による健康観察を行わせ、通勤時の公共交通機関や業務従事以外の不要不急の外出はできる限り避け**させてください。
①不織布マスクを正しく着用する。（顔に隙間なく密着させ、鼻・口を覆う）
②飲食以外ではマスクを外さない。また外している間はしゃべらない。
③復帰した濃厚接触者は飲食する場合、他の職員と同じ時間・場所を避ける。
④手洗いの徹底（石けんで2度洗い）や手指の消毒、共用部分（ドアノブ、事務機器等）の消毒、勤務場所の定期的な換気等を実施
⑤職場全員の体調管理を徹底し、体調不良者は出勤せず速やかに医療機関を受診

もしもあなたが濃厚接触者になったら

①保健所がコロナに感染された方から行動歴を聞き取り、濃厚接触者を特定します。

②濃厚接触者へ保健所から連絡があります。

陽性者を介して連絡する場合があります。



周囲で陽性者が発生し、ご自身の体調が優れない場合は、保健所からの連絡を待たず、かかりつけ医または発熱等診療医療機関※を受診してください。

③定められた期間、自宅待機します。



陽性者と最後に接触した翌日から**原則7日間、自宅待機**をお願いします。また、**10日目までは検温など御自身による健康状態の確認**をお願いします。

☆濃厚接触者への検査の実施

濃厚接触者に対する検査は、**保健所が必要と判断した場合のみ行います**。検査で一度陰性が確認された場合でもその後陽性になる場合もあるため、陽性者と最後に接触した翌日から**原則7日間は不要不急の外出を控える**ようお願いします。

☆家庭内での過ごし方

- ・なるべく個室で
- ・食事は別
- ・洗面・風呂は最後



仮に感染していても、家族への感染を防げるような対策を。

☆自宅待機中に具合が悪くなったら

- ・かかりつけ医または発熱等診療医療機関※を受診してください。
- ・受診する際は必ず事前に電話で、濃厚接触者であることと、現在の症状を伝えてください。



自宅待機期間終了

7日間が経過すれば、自宅待機期間終了となります。職場復帰等にあたり、保健所等への連絡は不要です。

※発熱等診療医療機関は、県ホームページで確認するか、発熱等受診相談センターへお問い合わせください。

静岡市にお住まいの方：054-249-2221

浜松市にお住まいの方：0120-368-567

上記以外の市町にお住まいの方：050-5371-0561



よくある質問～もしもあなたが濃厚接触者になったら編～

Q. 濃厚接触者の該当基準や定義はありますか？

A. 濃厚接触者は、**陽性者の発症2日前から適切な感染予防策をとって他者と生活を分離するまでの間に、①陽性者と同居していた人、②1メートル程度の距離で必要な感染予防策（マスク着用等）をとらずに陽性者と15分以上接触した人、③密な環境で長時間陽性者と接触した人**などが該当します。個別の状況により感染の可能性は大きく異なるため、**最終的には、保健所において濃厚接触者に該当するかどうか判断します。**なお、現時点では、ワクチン2回接種後の方についても濃厚接触者の取り扱いに変更はありません。

Q. 友人が陽性と判断されましたが、数日前にその友人と接触がありました。保健所から連絡はありませんが、自分は濃厚接触者になるのでしょうか？

A. 濃厚接触者に該当するかどうかは、保健所が陽性者に聞き取り調査等を行った上で判断します。**濃厚接触者に特定された場合、保健所又は陽性者本人等から連絡があります。**なお、発熱や咳などの症状がある場合は、保健所からの連絡を待たずにかかりつけ医に事前に電話してから受診してください。かかりつけ医がない等受診先にお困りの場合は、発熱等受診相談センターに相談してください。

Q. 濃厚接触者は不要不急の外出を控えるよう言われましたが、食料品等生活必需品の買い出しには行ってよいのでしょうか？

A. **周囲にお願いできる方がいない場合は、食料品の買い出しなどの生活に必要な外出はかまいません。**ただし、外出にあたっては、マスク着用や手指消毒などといった感染防止対策の徹底の他、混雑する場所や時間を避け、できるだけ短時間で、外出先は必要最小限とするようお願いします。

Q. 濃厚接触者について、証明する書類と外出自粛期間を記載した書類はもらえますか？（会社に提出したい）

A. **濃厚接触者の自宅待機は、法律に基づく依頼・指導ではなく、国の通知に基づく「お願い」であるため、証明書は出せません。**会社に対して、濃厚接触者であることや自宅待機を求められていることの説明が必要な場合、対象者本人の同意があれば保健所から会社に説明することが可能な場合もありますので、保健所に御相談ください。

その他、よくある質問は静岡県ホームページを御覧ください。
https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/c19faq/c19faq_top.html



<事業者の皆様へ>従業員等に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された時は

1. すぐやること

- 感染が判明した者は『自宅待機』とします。（医療機関から発生届が提出された後、本人には保健所から連絡がいきます）
- 職場では、必要に応じて2・3に記載されている内容を実施してください。

2. 濃厚接触者のリストアップ

保健所が行う濃厚接触者の特定などの調査は、重症化リスクが高い高齢者施設等に重点化して実施しています。

職場内の濃厚接触者の特定は、事業者が、①**感染者本人から発症日や職場での行動歴等を聞き取り**、②**事業所内の濃厚接触者のリストを作成し**、③**保健所へ提出**してください。併せて、④**濃厚接触者へ自宅待機の連絡**もお願いします。

リストの提出をもって保健所で濃厚接触者として承認しますので、**保健所への連絡・確認は不要です。**



<濃厚接触者の条件>

- ア 感染者と生活空間（食事や洗面浴室等の場）を共有している者（寮の同室者など）
- イ 1m以内の距離（互いに手を伸ばした際に触れる距離）で互いにマスクなしで会話をした者
- ウ 1m超から2m未満（互いに手を伸ばした際に触れない距離）は保っていたが、必要な感染予防策なしで感染者と15分以内の接触（会話や飲食等）があった者
- エ 感染者からの距離に関係なく、換気等が不十分な空間に一緒にいた者

3. 施設の消毒

感染者が使用した可能性のある①、②の消毒をお願いします。消毒方法の詳細はこちら↓

①手で触れる共有部分

（ドアの取っ手やドアノブ、スイッチ、受話器等）



②トイレ（床、便器、便器の蓋、流水レバー、スイッチ等）



事業所内の濃厚接触者の特定について、濃厚接触者リストの様式、提出先等の詳細は県ホームページを御確認ください。

静岡県 事業所 濃厚接触者



よくある質問～もしも従業員がコロナになったら編～

Q. 会社の従業員のうち1人が陽性者となりました。基本的な感染対策はとっていたため他の従業員は濃厚接触者に特定されませんでしたでしたが、会社としてどのようなことに気をつけたらよいでしょうか？

A. 感染者については、保健所が指示する時期まで療養が必要となります。
なお、濃厚接触者に特定されなかった場合でも、他の従業員の体調管理を徹底し、**体調不良時には速やかに医療機関を受診**するよう御案内ください。
感染者が触れた場所等を消毒する場合、市販の塩素系漂白剤の主成分である「次亜塩素酸ナトリウム」やアルコール消毒液が有効です。

Q. 新型コロナウイルスに感染した社員がいる場合、会社の消毒はどうしたらよいでしょうか。消毒費用等の助成制度はありますか？

A. テーブルやドアノブなど多くの人が手を触れる場所は、市販の塩素系漂白剤を次亜塩素酸ナトリウムの濃度が0.05%になるよう薄めたもの（※）やアルコールで拭いてください。

（※原液濃度5%の塩素系漂白剤の場合：5ml（キャップ1杯）を水500mlで希釈）
消毒費用については、一般事業所への助成制度はありません。

Q. 会社の従業員のうち1人が濃厚接触者と特定されました。会社内に陽性者はいませんが、どのようなことに気をつけたらよいでしょうか？

A. **現時点で特別な対応は不要**です。引き続き一般的な感染予防対策を徹底し、**体調不良の従業員がいる場合には速やかに医療機関を受診**するよう御案内ください。
なお、濃厚接触者に対する検査は保健所が必要と判断した場合のみ行います。

Q. 療養終了後、職場に復帰するにあたって、陰性証明が必要と言われたのですが、どうすればよいでしょうか？

A. 国が定めた基準を満たして療養を終了した方については、他者に感染させる可能性がほぼないことから、**職場復帰に際しての再検査や陰性証明を保健所が行うことはありません**。職場等で勤務を再開するに当たり、職場等に証明を提出する必要がない旨厚生労働省が示しています。

その他、よくある質問は静岡県ホームページを御覧ください。

https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/c19faq/c19faq_top.html

静岡県 コロナ よくある質問



感新企第 198 号-6
令和 4 年 2 月 1 日

自宅療養協力医療機関 管理者 様

静岡県感染症対策担当部長

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の取扱い等について

日頃、本県における新型コロナウイルス感染症対策の推進について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者のうち社会機能維持者の待機期間の取扱いについて、令和 4 年 1 月 20 日付け感新企第 166 号-3 静岡県感染症対策担当部長通知にて、一般社団法人静岡県医師会及び公益社団法人静岡県病院協会を通じて、本県としての対応をお知らせしたところです。

今般、令和 4 年 1 月 28 日付けで国通知が一部改正され、濃厚接触者の待機期間がさらに短縮される旨及び無症状病原体保有者の療養解除基準が緩和される旨が示されましたのでお知らせします。

また、貴医療機関において、無症状病原体保有者の健康観察等を行っている場合には、健康観察時に無症状病原体保有者に療養解除期間が短縮された旨等をお伝えいただきますようお願いいたします。

記

1 無症状病原体保有者の療養解除基準

無症状病原体保有者の療養解除基準が、原則 10 日間から**原則 7 日間に短縮（8 日目に解除）**になります。なお、8 日目以降に発症する可能性もあるため、**10 日間を経過するまでは本人による検温など健康状態の確認が必要です。**

2 濃厚接触者の待機期間の取扱い等

- ・濃厚接触者の待機期間が原則 10 日間から**原則 7 日間に短縮（8 日目に解除）**されました。なお、8 日目以降に発症する可能性もあるため、**10 日間を経過するまでは検温など本人による健康状態の確認**を行っていただくようお願いいたします。
- ・**社会機能維持者は、6 日目（7 日目）に解除可から 5 日目に解除可に短縮**されました。

※社会機能維持者の範囲や待機解除の要件などは前回通知と同じです。

【関係資料】

- ・別添 1 「社会機能の維持に必要な場合の濃厚接触者の待機期間の取扱概要」
- ・別添 2 「社会機能を維持するために必要な事業」
- ・別添 3 「濃厚接触者となった社会機能維持者の待機期間短縮に関するよくある質問」
- ・チラシ「濃厚接触者の待機期間は原則 7 日間」

【ホームページ】 <https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/noukousesshokusha.html>

【職種別の待機期間】

	感染者と最後に接触した日からの日数（最終接触日は0日）		
	0～4日	5～7日	8日～
医療従事者	待機解除（条件付） 毎日の検査で陰性確認（※1）	待機解除（条件付） 4,5日目の抗原定性検査で陰性確認（※2）	待機解除
社会機能維持者	待機	待機	
その他			

※1 医療従事者は添付した通知とは別通知により毎日の検査のもと医療に従事可

※2 医療機関が自院でPCR検査・抗原定量検査を実施する場合は、5日目の陰性確認でも可

2 実態調査への協力

社会機能維持者の待機期間の短縮を行った場合、当該事業者は、以下のとおり実態調査に御協力をお願いします。

目的	新型コロナウイルス感染症の感染状況による社会機能の維持に必要な事業への影響等を把握し、緊急事態宣言の適用など新型コロナウイルス感染症対策の検討の資料とします。
調査手法	インターネットアンケート 以下のURLにアクセスして回答してください。 https://forms.gle/KZVgyNbLcTY7i8uA9
主な調査項目	事業所名、所在市町、業種、待機期間を短縮した人数
調査頻度等	<u>月曜日～日曜日の人数を翌水曜日までに回答</u> ※待機期間を短縮した人がいる週ごとに回答してください。 ただし、回答を忘れた週がある場合、遡っての回答不要です。
その他	・回答は任意です。実際に短縮した場合に回答をお願いします。 ・実施状況をとりまとめて公表する場合がありますが、個々の企業が特定されることはありません。

3 陰性証明について

感染者が定められた療養期間終了後に職場復帰する場合や濃厚接触者が定められた待機期間終了後に職場復帰する場合に、陰性証明を必要とする事業者が一部みられます。

医療機関等の負担にもなっているため、職場復帰する際に、医療機関に検査や陰性証明の発行を求めることは控えるよう関係団体等を通じて周知しましたので御承知おきください。

4 参考資料

- ・別紙「感染急拡大が確認された場合の感染症患者等の取扱い」

担当：新型コロナ対策企画課

電話：054-221-2459

感新企第 198 号-4
令和 4 年 2 月 1 日

新型コロナウイルス感染症患者等
入院医療機関 病院長 様

静岡県感染症対策担当部長

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の取扱い等について

日頃、本県における新型コロナウイルス感染症対策の推進について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者のうち社会機能維持者の待機期間の取扱いについて、令和 4 年 1 月 20 日付け感新企第 166 号-4 静岡県感染症対策担当部長通知にて、本県としての対応をお知らせしたところです。

今般、令和 4 年 1 月 28 日付けで国通知が一部改正され、濃厚接触者の待機期間がさらに短縮される旨等が示されましたのでお知らせします。

また、下記 2 のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染状況による社会機能の維持に必要な事業への影響等を把握するため実態調査を引き続き行いますので、待機期間を短縮した場合は、調査に御協力をお願いします。

記

1 濃厚接触者の待機期間の取扱い等

- 濃厚接触者の待機期間が原則 10 日間から**原則 7 日間に短縮（8 日目に解除）**されました。なお、8 日目以降に発症する可能性もあるため、**10 日間を経過するまでは検温など本人による健康状態の確認**を行っていただくようお願いします。
- 社会機能維持者は、6 日目（7 日目）に解除可から 5 日目に解除可に短縮**されました。

※社会機能維持者の範囲や待機解除の要件などは前回通知と同じです。

【関係資料】

- 別添 1 「社会機能の維持に必要な場合の濃厚接触者の待機期間の取扱概要」
- 別添 2 「社会機能を維持するために必要な事業」
- 別添 3 「濃厚接触者となった社会機能維持者の待機期間短縮に関するよくある質問」
- チラシ「濃厚接触者の待機期間は原則 7 日間」

【ホームページ】 <https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/noukousesshokusha.html>

【職種別の待機期間】

	感染者と最後に接触した日からの日数（最終接触日は 0 日）		
	0～4 日	5～7 日	8 日～
医療従事者	待機解除（条件付） 毎日の検査で陰性確認（※ 1）	待機解除（条件付）	待機解除
社会機能維持者	待機	4,5 日目の抗原定性検査で陰性確認（※ 2）	
その他		待機	

※ 1 医療従事者は添付した通知とは別通知により毎日の検査のもと医療に従事可

2 医療機関が自院で PCR 検査・抗原定量検査を実施する場合は、5 日目の陰性確認でも可

2 実態調査への協力

社会機能維持者の待機期間の短縮を行った場合、当該事業者は、以下のとおり実態調査に御協力をお願いします。

目的	新型コロナウイルス感染症の感染状況による社会機能の維持に必要な事業への影響等を把握し、 緊急事態宣言の適用など新型コロナウイルス感染症対策の検討の資料 とします。
調査手法	インターネットアンケート 以下の URL にアクセスして回答してください。 https://forms.gle/KZVgyNbLcTY7i8uA9
主な調査項目	事業所名、所在市町、業種、待機期間を短縮した人数
調査頻度等	<u>月曜日～日曜日の人数を翌水曜日までに回答</u> ※待機期間を短縮した人がいる週ごとに回答してください。 ただし、回答を忘れた週がある場合、遡っての回答不要です。
その他	・回答は任意です。実際に短縮した場合に回答をお願いします。 ・実施状況をとりまとめて公表する場合がありますが、個々の企業が特定されることはありません。

3 陰性証明について

感染者が定められた療養期間終了後に職場復帰する場合や濃厚接触者が定められた待機期間終了後に職場復帰する場合に、陰性証明を必要とする事業者が一部みられます。

医療機関等の負担にもなっているため、職場復帰する際に、医療機関に検査や陰性証明の発行を求めることは控えるよう関係団体等を通じて周知しましたので、御承知おきください。

4 無症状病原体保有者の療養解除基準

無症状病原体保有者の療養解除基準が、原則 10 日間から**原則 7 日間に短縮（8 日目に解除）**になります。なお、8 日目以降に発症する可能性もあるため、10 日間を経過するまでは本人による検温など健康状態の確認が必要です。

5 参考資料

- ・別紙「感染急拡大が確認された場合の感染症患者等の取扱い」

担当：新型コロナ対策企画課
電話：054-221-2459



(健Ⅱ521F) (地 482)
令和4年2月1日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
副会長 猪口 雄二
常任理事 釜 菫 敏
(公印 省略)

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

標記の事務連絡については、[令和4年1月21日（健Ⅱ503F）（地 464）](#)をもって貴会宛てにご連絡いたしました。今般、同事務連絡の改正がなされ、本会に対しても情報提供がありましたのでご連絡いたします。

本改正により、本事務連絡に沿って対応する自治体においては、濃厚接触者の待機期間について、「原則、7日間で8日目に解除」、「社会機能維持者は、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認後、5日目から解除」とする取扱いが可能となっております。

また、無症状患者（無症状病原体保有者）についても、検体採取日から「7日間」を経過した場合には療養解除が可能とされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方のほど、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和4年1月5日
令和4年1月28日一部改正

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについては、当面の間、「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」（令和3年11月30日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「令和3年11月30日付け事務連絡」という。）のとおり対応をお願いしているところですが、今後、自宅療養や宿泊療養を行う体制（以下「自宅等の療養体制」という。）が整った自治体について、感染急拡大が生じた場合には、下記のとおり対応（以下「本件対応」という。）を行うことを可能とします。あわせて、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の流行状況に応じた対応について追記しましたので、内容を御了知の上、御対応をお願いいたします。なお、4. の濃厚接触者の取扱いについては、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室と協議済みであることを申し添えます。

今般、科学的知見や専門家の意見を踏まえ、濃厚接触者の待機期間について、

・原則、7日間で8日目に解除

・社会機能維持者の方は、2日にわたる検査を組み合わせることで、5日目に解除という取扱いといたします。

ただし、10日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等を行っていただくようお願いいたします。

併せて、無症状患者（無症状病原体保有者）の療養解除基準についても、検体採取日から「7日間」を経過した場合には療養解除を可能といたします。濃厚接触者と同様、10日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等を行っていただくようお願いいたします。

なお、令和4年1月28日の改正による濃厚接触者の待機期間の見直し（10日間から7日への短縮等）や無症状患者（無症状病原体保有者）の療養基準の見直しについては、令和4年1月28日より適用となり、同日時点で濃厚接触者である者や療養中である無症状患者（無症状病原体保有者）にも適用いたします。

（主な改正箇所は太字下線）

記

1. 自宅等の療養体制の確認について

本件対応を行おうとする自治体は、以下の体制その他の自宅等の療養体制が整っていることを確認すること。

- ・経口薬について、医療機関間の連携により診断の当日ないし翌日での投与可能な体制を確保していること
- ・陽性判明当日ないし翌日に連絡をとり、健康観察やオンライン診療・訪問診療等（※）ができる体制を確立していること
- ・パルスオキシメーターを自宅療養開始当日ないし翌日に配布すること

※往診や電話診療を含む。

（参考）「オミクロン株の感染流行に備えた地域の医療機関等による自宅療養者支援等の強化について」（令和3年12月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」（令和3年10月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

2. 自宅等の療養体制が整った自治体における感染急拡大時の対応について

1. に示す自宅等の療養体制が整っている自治体において、自治体の総合的な判断の下（※）、感染の急拡大が確認された場合には、オミクロン株の患者等について以下の①及び②の対応を行うことが可能であること。

※総合的な判断の考慮要素は以下のとおり。

- ・オミクロン株の患者について全員入院を続けた場合に、3週間後に必要とされる病床数に基づく病床使用率（確保病床数に占める使用者数の割合）が50%を超えることが想定されること
- ・上記患者の濃厚接触者について全員宿泊施設待機とした場合に、3週間後に必要とされる宿泊療養施設の使用率（確保居室数に占める使用者数の割合）が50%を超えることが想定されること
- ・その他、医療現場や保健所業務のひっ迫状況等が想定されること

<自治体における対応>

①令和3年11月30日付け事務連絡のI. 1. において入院を行うこととしているB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者等（4. でB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者として取り扱う者を含む。）について、デルタ株等と同様、症状に応じて、宿泊療養・自宅療養とすることとして差し支えないこと。

②令和3年11月30日付け事務連絡のI. 2. において宿泊施設に滞在することを求めているB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者等の濃厚接触者（4. でB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者の濃厚接触者として取り扱う者を含む。）について、デルタ株等と同様、自宅等に滞在することとして差し支えないこと。

3. 本件対応に係る厚生労働省への事前報告について

2. の対応を行おうとする自治体は、あらかじめ、その旨を厚生労働省に報告すること（連絡先は下記の通り）。

<p>(連絡先) 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 戦略班</p> <p>Email: variants@mhlw.go.jp</p>

4. B.1.1.529系統（オミクロン株）の流行状況に応じた対応について

2. の対応を行うこととした自治体については、L452R 変異株 PCR 検査の陰性率（判定不能を除く）が70%以上となったことを目安として、以下の対応を行うことが可能であること。

<変異株 PCR 検査及びゲノム解析の取扱い>

・変異株 PCR 検査については、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の発生・置換わりの状況を迅速に把握することを目的として実施してきたが、上記状況に鑑み、陽性検体全てではなく、患者数の5～10%程度のL452R 変異株 PCR 検査やゲノム解析の実施を行う取扱いとすること。

※ただし、新規感染者数が15人/10万人未満の自治体においては、引き続き変異株 PCR 検査の実施率を可能な限り高めていただくようお願いします。

<B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者の取扱い>

・新型コロナウイルス感染症の検査陽性者（無症状の場合も含む。）を、原則と

して、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者であるものとして取り扱うこと。

- ・上記の検査陽性者について、他の検査陽性者と同室としても差し支えないこと。

※現時点までに得られた科学的知見に基づき、陰圧管理は、他の新型コロナウイルス感染症患者と同様、必ずしも行う必要はない。

(注) 上記の検査陽性者の退院基準・療養解除基準

現時点までに得られた科学的知見に基づき、ワクチン接種が完了しているか否かにかかわらず、従来の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日付け健感発 0225 第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づき、対応する。

ただし、無症状患者の療養解除基準については、検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。また、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

<濃厚接触者の取扱い>

- ・上記の検査陽性者の濃厚接触者を、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者の濃厚接触者として取り扱うこと。
- ・上記により B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者として取り扱われる検査陽性者の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、最終曝露日（陽性者との接触等）から 7日間（8日目解除） とする。

- ・ただし、地域における社会機能の維持のために必要な場合には、自治体の判断により、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（以下、「社会機能維持者」という。）（※）に限り、7日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱いを実施できることとする。待機の解除に当たっては、社会機能維持者の所属する事業者において、以下のとおり検査等を行うものとする。

- ・上記いずれの場合であっても、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

(1) 社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要である場合に行うこと。

(2) 無症状であり、抗原定性検査キットにより検査を行い陰性が確認されている場合に待機を解除すること。

- (3) 検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認後、5日目から解除が可能であること。抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず用いるとともに、別添確認書の①から⑤の対応を行うこととし、事業者が医薬品卸売販売業者から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出すること。なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入すること。
- (4) 事業者は、社会機能維持者の検査結果を必ず確認すること。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。なお、診断により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、報告を受けた事業者から保健所への連絡は不要であること。
- (5) 待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底すること。また、社会機能維持者に対して、10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年1月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の「(別添)事業の継続が求められる事業者」に掲げる事業を参考として、自治体が適当と認める事業に従事する者とする。

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

(令和3年11月25日（令和4年1月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

(別添) 事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）

- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便、倉庫等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等）

5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。
- ・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

- ① 検査管理者が研修を受講していることを確認して、リスト化しています。
※ 研修については、厚生労働省の HP で公開される以下の WEB 教材の関連部分を学習します。
 - ・医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン
 - ・理解度確認テスト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html
- ② 抗原定性検査キットは、社会機能維持者である濃厚接触者に対する検査にのみ使用します。
- ③ 検査管理者が、受検者に対し、検査の実施方法等について別紙を活用し説明するとともに、理解を得たことを確認します。また、検査の実施に当たっては、可能な限りオンラインで立ち会い・管理下において実施するほか、検査結果は必ず確認します。
- ④ 検査管理者が、受検者に対し、抗原定性検査キットを使用した検査の結果が陽性となった場合、医療機関への受診を促すとともに、その診断結果を確認します。
- ⑤ 検査結果が陰性だった場合にも、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控えるように求めます。

以上①から⑤までについて間違いがないことを確認しました。

確認日：

令和 年 月 日

確認者（抗原定性検査キット購入者）：

株式会社〇〇〇〇

確認者の住所：

〇〇県〇〇市〇〇

1 使用にあたって

- ① **あらかじめ検査に関する注意点、使い方等を勉強してから検査を実施**します。

(参考) 検査に関する注意点、使い方等

以下の3に記載する「一般的な検査手順と留意点」に加えて、厚生労働省が以下のホームページで公開するWEB教材を参考にするとともに、各製品の添付文書における使用方法や使用するキットを製造するメーカーの提供するパンフレットや動画資料を必ず確認・理解した上で、検査を実施してください。

厚生労働省関連HP

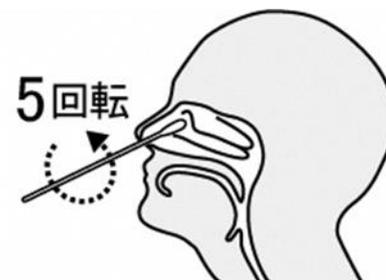
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html



- ② **鼻腔ぬぐい液を、自分で採取して検査**を行います。

- ・ 鼻から綿棒を2 cm 程度挿入し、5回転させ、5秒程度静置します。

鼻腔ぬぐい液採取



2 一般的な検査手順と留意点

<検体採取（鼻腔ぬぐい液の自己採取）>

- ① 鼻孔（鼻の穴の入り口）から2 cm 程度綿棒を挿入する
- ② 綿棒を鼻の内壁に沿わせて5回程度回転させる
- ③ 5秒程度静置し、引き抜く
- ④ 綿棒が十分に湿っていることを確認する

※同居人等がいる場合は、被検者は、他者と向き合わない方向を向くか、他者とガラス等により隔てられた位置に移動して実施します。

※他者による検体採取は感染等のリスクを伴う可能性があり、また、鼻咽頭（鼻の奥）ぬぐい液の自己採取は危険かつ困難であるため、鼻腔ぬぐい液の自己採取によって行います。

<試料調製>

- ① 採取後ただちに綿棒をチューブに浸す
- ② 綿棒の先端をつまみながら、チューブ内で綿棒を 10 回程度回転させる
- ③ 綿棒から液を絞り出しながらチューブから綿棒を取り出し、綿棒を破棄する
- ④ 各キットに付属する蓋（フィルター、ノズル、チップ等）をチューブに装着する
- ⑤ 製品によってはそのまま一定時間静置する

<試料滴下>

- ① チューブから数滴（製品により異なる）、キットの検体滴下部に滴下する
- ② 製品毎に定められた時間（15 分～30 分程度）、キットを静置する

<結果の判定>

- 判定の方法については、各製品の添付文書に加えて、判定結果を示している実際のキットの写真が含まれている各製品のパンフレット、動画資料等を確認してください。
- 試料の滴下を行ってから判定を行うまでの時間は、製品毎に異なります。指定された時間を過ぎた場合、キット上に表示される結果が変わることがありますので、各製品の添付文書を確認し、特に陰性と判定する場合には、必ず指定された時間で判定してください。（陽性の判定については、指定された時間の前でも可能なキットもあります。）
- キット上に表示される結果が明瞭でなく、判定が困難な場合には、陽性であった場合と同様に取り扱ってください。
- 抗原定性検査の結果を踏まえて被験者が感染しているか否かについての判断が必要な場合は医師に相談してください。

3 検査後の対応

判定結果	対応
陽性	・速やかに医療機関を受診してください。
陰性	・10 日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限りさけるとともに、引き続き、外出時のマスク着用、手指消毒等の基本的な感染対策を続けてください。

4 抗原定性検査キットの保管等

区分	取扱い方法
保管方法	常温（冷蔵保存の場合は、使用前に室温に戻してから使用）
廃棄方法	ご家庭等で使用したキット（綿棒、チューブ等を含む）を廃棄するときは、ごみ袋に入れて、しっかりしばって封をする、ごみが袋の外面に触れた場合や袋が破れている場合は二重にごみ袋に入れる等、散乱しないように気を付けてください。 参考：新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方（リーフレット） http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-katei.pdf